

議案第1号

東員町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

東員町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年 1月22日提出

令和6年 月 日

東員町長

東員町手数料徴収条例の一部を改正する条例

東員町手数料徴収条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	金額	徴収の 時期	備考	種類	金額	徴収の 時期	備考
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは	1通につき 450円	申請のとき		(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第1	1通につき 450円	申請のとき	

第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u>				26条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u>			
(2) (略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	
(新設)				(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号1</u> 件につき 400 円	<u>申請のとき</u>	

				<u>明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u> における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若し	1通につき 750円	申請のとき		(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10	1通につき 750円	申請のとき	

くは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u>				条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____の 交付手数料			
(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基	証明事項1件につき 450円	申請のとき		(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基	証明事項1件につき 450円	申請のとき	

づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料				づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料			
(新設)				<u>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))に</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</u>	<u>申請のとき</u>	

				<u>おける当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>			
(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)_若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若し	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき 1,400円)	申請のとき		(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、_同法第48条第2項(同法第117条において準用する場	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき 1,400円)	申請のとき	

くは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書_____				合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料			
(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類_____の閲覧手数料	書類1件につき 350円	申請のとき		(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円	申請のとき	
(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条	1件につき 86,000円	認定申請のとき		(9) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条	1件につき 86,000円	認定申請のとき	

の4第4項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料				6号)第28条の4第4項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料			
(8) 租税特別措置法第28条の4第4項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第8号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることに	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下	認定申請のとき		(10) 租税特別措置法第28条の4第4項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第8号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するもので	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下	認定申請のとき	
	つき 6,200円				つき 6,200円		
	100平方メートルを超え500平方メートル以下				100平方メートルを超え500平方メートル以下		
	のときは1件につき 8,600円				のときは1件につき 8,600円		
	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下				500平方メートルを超え2,000平方メートル以下		
	のときは1件につき 13,000円				のときは1件につき		

	についての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円 10,000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円				あることについて についての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料 き 13,000円 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円 10,000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円			
(9) 租税特別措置法第28条の5第2項第3号ロ又は第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることの確認の申請に対する審査に係る良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下 のときは1件につき 6,200円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき 8,600円 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき 13,000円 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円 10,000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円	認定申請のとき			(11) 租税特別措置法第28条の5第2項第3号ロ又は第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることの確認の申請に対する審査に係る良質住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下 のときは1件につき 6,200円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき 8,600円 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき 13,000円 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円 10,000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円	認定申請のとき		
(10) 租税特別措置法施行令第41条の2各号又は第4	1件につき 1,300円	証明申請のとき			(12) 租税特別措置法施行令第41条の2 1件につき 1,300円	証明申請のとき		

2条第1項に規定する個人の 新築又は取得した 家屋がこれらの規定に 該当するものであること についての証明の申請 に対する審査に係る 住宅用家屋証明申請手 数料				各号又は第4 2条第1項に規定する個 人の新築又は取得した 家屋がこれらの規定に 該当するものであること についての証明の申請 に対する審査に係る 住宅用家屋証明申請手 数料			
(11) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	申請のとき		(13) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	申請のとき	
(12) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき 550円	申請のとき		(14) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき 550円	申請のとき	
(13) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手	1頭につき 1,600円	申請のとき		(15) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札	1頭につき 1,600円	申請のとき	

数料				の再交付手 数料			
(14) 狂犬病予 防法施行令 第3条の規定 に基づく犬 の狂犬病予 防注射済票 の再交付手 数料	1頭につき 340 円	申請の とき		(16) 狂犬病予 防法施行令 第3条の規定 に基づく犬 の狂犬病予 防注射済票 の再交付手 数料	1頭につき 340 円	申請の とき	
(15) 化製場等 に関する法 律(昭和23年 法律第140 号)第9条第1 項の規定に 基づく動物 の飼養又は 収容の許可 申請手数料	1件につき 7,00 0円	申請の とき	1個の施設 又は同一 の構内に ある数個 の施設に 関し同時 に数件の 申請が行 われる場 合にあつ ては、当 該数件の 申請とす る。	(17) 化製場等 に関する法 律(昭和23年 法律第140 号)第9条第1 項の規定に 基づく動物 の飼養又は 収容の許可 申請手数料	1件につき 7,00 0円	申請の とき	1個の施設 又は同一 の構内に ある数個 の施設に 関し同時 に数件の 申請が行 われる場 合にあつ ては、当 該数件の 申請とす る。
(16) 鳥獣の保 護及び狩猟 の適正化に 関する法律 (平成14年法 律第88号)第 19条の規定 に基づく鳥 獣飼養許可 証の交付又 はその更新 若しくは再 交付手数料	1件につき 3,40 0円	申請の とき		(18) 鳥獣の保 護及び狩猟 の適正化に 関する法律 (平成14年法 律第88号)第 19条の規定 に基づく鳥 獣飼養許可 証の交付又 はその更新 若しくは再 交付手数料	1件につき 3,40 0円	申請の とき	
(17) 住民票の	1件につき 300	申請の	記載事項				

記載事項の 証明及び閲 覧手数料	円	とき	の証明に ついては1 枚、閲覧 について は1世帯に つき1件と する。	(19) 住民票の 記載事項の 証明及び閲 覧手数料	1件につき 300 円	申請の とき	記載事項 の証明に ついては1 枚、閲覧 について は1世帯に つき1件と する。
(18) 住民票の 写し、消除 した住民票 の写し及び 改製前の住 民票の写し に関する証 明手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1通につき 1件とす る。	(20) 住民票の 写し、消除 した住民票 の写し及び 改製前の住 民票の写し に関する証 明手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1通につき 1件とす る。
(19) 戸籍の附 票の写し、 消除した戸 籍の附票の 写し及び改 製前の戸籍 の附票の写 しに関する 証明手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1通につき 1件とす る。	(21) 戸籍の附 票の写し、 消除した戸 籍の附票の 写し及び改 製前の戸籍 の附票の写 しに関する 証明手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1通につき 1件とす る。
(20) 印鑑登録 証明手数料	1枚につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。	(22) 印鑑登録 証明手数料	1枚につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。
(21) 身分証明 手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。	(23) 身分証明 手数料	1件につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。
(22) 事業(営 業)等に関す る証明手数 料	1件につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。	(24) 事業(営 業)等に関す る証明手数 料	1件につき 300 円	申請の とき	1枚につき 1件とす る。
(23) 公簿、図 面等の証明 並びに閲覧	1件につき 300 円	申請の とき	土地は、1 筆ごとに 表示した	(25) 公簿、図 面等の証明	1件につき 300 円	申請の とき	土地は、1 筆ごとに

及び校合に 関する証明 手数料			場合に は、5筆ま でを1件と し、6筆以 上1筆を増 すごとに6 0円を加え る。建物 は、1棟ご とに表示 した場合 には、3棟 までを1件 とし、4棟 以上1棟を 増すごと に100円 を加え る。図面 は1枚、文 書は1事件 につき1件 とする。	並びに閲覧 及び校合に 関する証明 手数料			表示した 場合に は、5筆ま でを1件と し、6筆以 上1筆を増 すごとに6 0円を加え る。建物 は、1棟ご とに表示 した場合 には、3棟 までを1件 とし、4棟 以上1棟を 増すごと に100円 を加え る。図面 は1枚、文 書は1事件 につき1件 とする。		
(24) 租税及び 公課に 関する 証明手 数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。	(26) 租税及び 公課に 関する 証明手 数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。
(25) 不動産そ の他資産 に 関する 証明 手数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。	(27) 不動産そ の他資産 に 関する 証明 手数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。
(26) 諸証明手 数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。	(28) 諸証明手 数料	1件につ き 円	300	申請の とき	1枚につ き 1件とす る。
(27) 農地台帳 の記録事項 の交付及び	1件につ き 円	300	申請の とき	1筆につ き 1件とす る。	(29) 農地台帳 の記録事項	1件につ き 円	300	申請の とき	1筆につ き 1件とす

閲覧手数料				の交付及び			る。
(注) 数種類を一括して1枚の証明書を交付する場合は、各種類ごとに1件とし、2人以上列記して1通の証明書を交付する場合は、1人1種類ごとに1件とする。				閲覧手数料			(注) 数種類を一括して1枚の証明書を交付する場合は、各種類ごとに1件とし、2人以上列記して1通の証明書を交付する場合は、1人1種類ごとに1件とする。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

東員町手数料徴収条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 2 号

令和 5 年度 東員町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度東員町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 , 8 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 6 0 7 , 5 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 2 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
17. 県支出金	
	2. 県補助金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1, 400, 988	91, 130	1, 492, 118
609, 620	91, 130	700, 750
674, 672	3, 675	678, 347
276, 026	3, 675	279, 701
10, 512, 703	94, 805	10, 607, 508

歳 出

款	項
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
3, 775, 045	94, 805	3, 869, 850
2, 465, 080	94, 805	2, 559, 885
10, 512, 703	94, 805	10, 607, 508

提案理由

令和５年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第２１８条第１項及び同法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,400,988	91,130	1,492,118
17. 県支出金	674,672	3,675	678,347
歳入合計	10,512,703	94,805	10,607,508

歳 出

款	既定額	補正額	計
3. 民生費	3, 775, 045	94, 805	3, 869, 850
歳出合計	10, 512, 703	94, 805	10, 607, 508

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
94,805			
94,805			

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	既定額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	358,389	91,130	449,519
計	609,620	91,130	700,750

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	169,527	3,675	173,202
計	276,026	3,675	279,701

一般会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	91,130	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分） 91,130

1. 社会福祉費補助金	3,675	地域医療介護総合確保基金事業補助金 3,675

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,763,697	91,130	1,854,827	91,130 (国) 91,130			
2. 高齢者福祉費	366,445	3,675	370,120	3,675 (県) 3,675			
計	2,465,080	94,805	2,559,885	94,805			

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
10. 需用費	30	消耗品費 30	◎臨時特別給付金事業（住民税均等割のみ 課税世帯分） 69,438
11. 役務費	342	通信運搬費 213 手数料 129	一般消耗品 30 諸通知郵送代 139
12. 委託料	8,140	委託料 8,140	手数料 81 電算事務委託料 3,300
13. 使用料及び 賃借料	118	使用料及び賃借料 118	派遣委託料 770 機器借上料 118
18. 負担金補助 及び交付金	82,500	補助金 82,500	物価高騰生活支援給付金 65,000 ◎臨時特別給付金事業（こども加算分） 21,692 諸通知郵送代 74 手数料 48 電算事務委託料 3,300 派遣委託料 770 物価高騰生活支援給付金 17,500
18. 負担金補助 及び交付金	3,675	補助金 3,675	◎高齢者福祉事業 3,675 地域医療介護総合確保基金施設等整備補助金 3,675